

公 示

東アジア食品産業海外展開支援事業の公募について

「平成21年度総合食料局関係事業に係る公募要領」（以下「公募要領」という。）の別表1の事業No.20に掲げる「東アジア食品産業海外展開支援事業」について、広く企画の提案を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、要領に定めるもののほか、下記に従いご応募ください。

なお、本事業は、平成21年度予算により実施するものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に公募を行うこととしています。

このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 公募の趣旨

公募要領別表1の事業No.20の第2に掲げる趣旨を踏まえ、東アジア地域における事業展開の促進において、具体的な成果が期待される企画案を募集します。

2 事業内容

応募者は、公募要領別表1の事業No.20の第3に掲げる事業内容（1～12）の中から、1つないし複数を組み合わせた企画案を提案することができます。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

- ・平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領

ただし、公募要領別表1の事業No.20の第3に掲げる事業内容（以下事業内容）5「中小企業等技術実証支援」は以下の企業等に限定します。

- ・中小企業（下記の資本金又は従業員数を満たした会社）

業種	資本金	従業員数
製造業等（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- ・事業協同組合、鉱工業技術研究組合等の組合
- ・公益法人、NPO法人、組合法人

<参考>

- ・（改正予定）食品産業競争力強化対策事業実施要領
- ・（改正予定）食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱
- ・（改正予定）食品産業国際競争力強化対策事業の運用について

4 公募期間

平成21年2月5日（木） ～ 平成21年3月19日（木）17:00

5 補助金等の交付候補者の選定方法

公募要領第11に基づき審査を行い、本事業の予算の範囲内で総点数が多い提

案から順に優良な提案を選び、補助金交付候補者とします。

6 公募要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月5日（木）～平成21年3月19日（木）

10:00～12:00及び13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます）

(2) 場所：「10 問い合わせ先」

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

7 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月19日（木）17:00必着

(2) 提出先：「10 問い合わせ先」

(3) 提出部数：・課題提案書(事業内容5「中小企業等技術実証支援費」および事業内容11「共同技術実証支援費」については別紙様式1-1から1-4、4-1から4-2、その他事業については別紙様式1-1から1-4)・・・正1部、副9部
・団体の概要が分かる資料・・・2部

8 課題提案会の開催

開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

9 その他

(1) 実施期間

実施期間は2年以内とします。

ただし、2年間の企画案であっても、各年度ごとに公募を行い、継続して採択するかを審査します。審査の結果により、事業を途中で中止することがあり得ます。

(2) 事業内容5「中小企業等技術実証支援」および事業内容11「共同技術実証支援」の課題提案書の提出に当たっての注意事項

① 連携要件

本事業の応募者は、原則として、技術実証に対する開発推進指導等の支援（事業内容4「技術実証の技術的サポート」）を実施する研究機関等（以下サポート機関）と連携して提案してください。（9(2)④(ウ)参照）サポート機関は併せて、上記「技術実証の技術的サポート」に応募する必要があります。

なお、サポート機関が未確定等の場合は、原則として、事業開始前までに確定する必要がありますので、企画案の採択の際に条件を付す場合があります。

② 募集対象となる課題の例

以下のような技術実証課題を募集対象として想定していますが、これ以外でも、食品産業が海外で事業を展開する上で問題となっている技術があれば募集対象とします。

ア 原材料精製、ろ過

(例)・粒径、比重等による現地素材の品質チェック技術の開発

・原料粉碎刃の素材改良

イ 発酵

- (例)・発酵槽、攪拌装置の改良
- ・培養液の改良

ウ 異物混入検知・除去

- (例)・用水中の腐植成分の除去
- ・事業展開先の国や地域特有の宗教的禁忌物の混入検知

エ 製品品質管理

- (例)・製品成分劣化防止、日持ち向上
- ・包装資材等の改良

オ 衛生管理

- (例)・有害微生物管理・除去
- ・媒介昆虫や小動物の除去

③ 標準補助金額

1 課題あたりの目安となる補助金額は、中小企業向け技術実証支援費については、10,000 千円、共同技術実証支援費については 15,000 千円とします。

④ 課題提案書の記入に当たっての注意事項

ア (様式 1 - 3) 課題提案書 (取組内容に関する事項)

(ア) 事業内容

事業内容の他、課題名 (30 字以内)、課題概要 (200 字以内)、背景 (必要性)、技術実証活動の目標、現在の技術の段階、事業の展開が想定される国・地域における当該実証技術の新規性、関連する特許状況 (先行特許等) 等についても次の点に注意して記入してください。

- ・課題名、課題概要

記載された内容は、当該提案課題の採択が決定された場合、ホームページ等において公表する予定ですので、公表を前提とし、知的財産権等に配慮した内容としてください。

- ・背景 (必要性)

提案課題に関し、食品の種類、製造加工・流通過程、更なるその過程で問題となる段階、その段階において日本で現在使われている技術や装置の概要 (ポイントとなる特許等があればその名称) 及び、海外で適用するにあたっての問題点、関連した技術開発等の動向・知見 (提案機関以外のものも含む) を記述してください。

- ・現在の技術の段階

実証課題の提案に当たり、課題に関連して、提案機関において得られている知見及び基礎的、応用的な研究開発の成果を記述してください。問題点の解決策として想定されている技術シーズ (特許等になっていればその名称) にも触れてください。

提案機関における研究開発経過の概要のほか、提案機関以外 (共同提案機関、委託機関) のものも含めて、区別した上で記述してください。

- ・現地における当該実証技術の新規性

実証された技術をもって食品産業の事業展開が想定される国 (地域) における当該実証技術の新規性を記述してください。

- ・関連する特許状況 (先行特許等)

本技術実証活動に関連する特許、先行特許等の情報を分かる範囲で記入してください。

(イ) 実施方法

- ・ 図を用いる等して分かりやすく記述してください。
- ・ 実施場所についても記述してください。
- ・ 共同提案機関や委託機関がある場合、それぞれが担当する事項についても記述してください。
- ・ 実証活動を進める上で、関連する技術シーズや知見をどのように活用していくかについても記述してください。

(ウ) 実施体制

サポート機関名、海外研究機関名（事業内容 11「共同技術実証支援」のみ）、共同提案機関、委託機関等について役割分担も含め、図を用いて分かりやすく、次の点に注意して記述してください。

・ サポート機関名

事業の実施に際して、サポート機関名（9（2）①連携要件参照）を記入してください。

・ 海外研究機関名（事業内容 11「共同技術実証支援」のみ）

事業の実証において連携を行う海外研究機関の名称を記述してください。なお、海外研究機関が未確定の段階であっても応募することは可能ですので、その場合は未確定と記述してください。ただし、その際には事業開始前までには確定する必要がありますので、企画案の採択の際に条件を付す場合があります。

(エ) 実施スケジュール

実施する事項を箇条書きにし、それぞれの事項の内容を簡単に記入してください。

(オ) 事業効果

実証活動により具体的にどのような成果が得られるのか記述してください。また、得られた成果がどのような事業に活用されるのかや、事業化した場合の市場性、波及効果について記述してください。後続事業者の投資促進への寄与等についても触れてください。

(カ) 成果・効果の検証方法

「サポート機関が実施する学識経験者等からなる評価委員会において成果・効果の検証を行う。」と記入してください。また、それ以外にもあれば記入してください。

イ（様式 4-1）企業概要

企業規模は、以下の基準を参考に記入してください。

・ 中小企業

以下の業種の会社の場合は、右の資本金又は従業員数を満たすこと。

業種	資本金	従業員数
製造業等（下記以外）	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

- ・ 事業協同組合、鉱工業技術研究組合等の組合
- ・ 大企業

上記の中小企業に該当しない会社

・その他

公益法人、NPO 法人、組合法人

ウ（様式 4 - 2）実証活動担当者の経歴等

提案機関については実証活動代表者、また、活動に参画する共同提案機関、委託機関についてもそれぞれ実証活動責任者を決めて頂き、実証活動代表者又は実証活動責任者ごとに必要事項を記入してください。また、記入の際には次のことに注意してください。

（ア）実証活動代表者

提案時点で委託機関の実証活動責任者が未定の場合は、所属機関名と所属機関所在地部分のみ記入してください。

（イ）専従率（エフォート）（平成 21 年度について想定されるもの）

様式中②の他の競争的資金、③のその他外部資金については、既に獲得しているもののみならず、申請中のものも含め記入してください。

また、申請中の場合は（申請中）と記入してください。

⑤ 競争的資金等国庫補助金等の不合理な重複及び過度の集中の排除について

ア 本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、研究専従率（エフォート）等）を申請書に記載していただきます。なお、課題提案書に事実と異なる記載をした場合は、課題の採択の取り消し又は補助金の交付決定取り消し、返還等の処分を行うことがあります。

イ 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、計画書及び他府省からの情報等により、国庫補助金等の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び実証活動計画書の内容の一部（制度名、実証活動担当者名、所属機関、実証課題、概要、予算額等）を他府省を含む他の競争的資金等担当課に情報提供する場合があります。

⑥ 個人情報の取扱い

本事業に係る課題提案書に含まれる個人情報は、本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、成果の公表等、業務のために利用及び提供されます。このことを予め御了解の上、課題提案書への御記入をお願いします。

(3) 「技術実証の技術的サポート」の課題提案書（様式 1 - 3）の記入に当たっての注意事項

（ウ）の実施体制には、本事業において連携する民間企業等（技術実証事業の応募者）の名称をご記入下さい。

(4) その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

10 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省総合食料局食品産業企画課食品企業班海外企画係（北別館6階
ドアNo.北612）
電話：03-3502-8111（内線：4132）
FAX：03-3508-2417
E-mail：higashiasia_senryaku@nm.maff.go.jp

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘